

# 犯罪被害者等給付金裁定事務の取扱いに関する訓令

(昭和55年12月23日島根県警察訓令第25号)

(趣旨)

第1条 犯罪被害者等給付金裁定事務の取扱いについては、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)及び犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則(昭和55年国家公安委員会規則第6号)の規定するもののほか、この訓令の定めるところによる。

(裁定申請書の受理等)

第2条 本部長又は警察署長は、遺族(被害者)から遺族(重傷病又は障害)給付金支給裁定申請書(以下「裁定申請書」という。)の提出があったときは、記載事項及び添付資料を確認の上文書処理簿に登載して受理するものとする。

2 警察署長が受理した裁定申請書は、速やかに本部長に進達しなければならない。

(調査)

第3条 本部長は、前条の規定により受理した裁定申請について裁定を行うために必要な事項を調査するものとする。

(回答書の作成送付)

第4条 警察署長は、前条の規定によって調査を命ぜられた場合及び他の都道府県公安委員会から照会があったときは、捜査結果に基づき報告(回答)書を作成して速やかに報告(送付)しなければならない。

(検討)

第5条 本部長は、調査結果に基づき、警務部長に対し次に掲げる事項について検討させるものとする。

- (1) 犯罪の存否
- (2) 支給資格の有無
- (3) 被害者の責任の度合
- (4) 他の法令による給付、損害賠償との関係
- (5) 被害者の年齢、収入、扶養状況、身体上の障害の程度
- (6) 被害者の死因、重傷病の要件、障害の程度
- (7) 給付金の種類
- (8) 受給者の順位
- (9) 給付金額の算定及び仮給付金の要否
- (10) 時効完成の有無
- (11) 前各号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める事項

2 警務部長は、前項各号に掲げる事項について検討するときは、警察本部事件主管課長と協議するものとする。

3 警務部長は、必要があると認められる場合は、部長会議において審議するものとする。

(検討結果の報告)

第6条 警務部長は、前条の規定に基づく検討結果を報告書(様式第1号)により本部長に報告するものとする。

(公安委員会への付議)

第7条 本部長は、前条の規定により報告を受けたときは、裁定原案書(様式第2号)に添えて公安委員会に提出しなければならない。

附 則

この訓令は、昭和56年1月1日から施行する。

附 則(昭和60年5月21日島根県警察訓令第11号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(平成7年4月5日島根県警察訓令第7号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(平成13年7月24日島根県警察訓令第24号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(平成20年6月23日島根県警察訓令第17号)

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

様式 [略]